

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三浦市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三浦市長

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>この事務は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次に掲げる事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。</p> <p>(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務</p> <p>(2) 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>(3) 予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>(4) 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>(5) 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>(6) 予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種実施記録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第一の10及び93の2の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合のみ)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータを管理する事業者への提供の根拠)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号並びに別表第二の16の2、16の3及び115の2の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号並びに別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三浦市 市民部 市民協働課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三浦市 保健福祉部 健康づくり課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い事務を実施している。 普段の事務処理にあたっては、個人番号を人手を介在し取り扱うことはない。 ・副本登録において、特定個人情報を取り扱う際は、個人情報ファイルと個人番号を宛名番号をキーとして突合することで、人為的ミスが発生するリスクを回避している。 個人情報ファイルを作成する際には、一部人手を介在しており、以下に対策例を示す。 ・個人情報ファイル作成時は、複数人でチェックを行う。 ・作業マニュアルを作成し、ファイル作成におけるミスを防止している。 ・CSVファイルによる自動取込を基本とし、一部未対応の部分も今後システム改修し対応していく予定。 ・個人情報ファイルは、パスワードをつけ保護する。	

